

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 9 月 1 日 (金) 第3345号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 平成29年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 3

公 告

- 一般競争入札公告 (財政課取扱い) 4
- 平成29年度技能検定(後期)実施公告 (雇用労政課取扱い) 7

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(※) (職員課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第919号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は, 次のとおりである。

平成29年 9 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	157.44
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	449.00
川内川下流地区水源かん養保安林	862.96
出水地区水源かん養保安林	630.97
川内川中流地区水源かん養保安林	853.94
別府川～新川地区水源かん養保安林	653.92
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,358.30
肝属川地区水源かん養保安林	621.78
菱田川地区水源かん養保安林	286.95
大淀川上流地区水源かん養保安林	161.42
種子島地区水源かん養保安林	188.36
屋久島地区水源かん養保安林	1,638.13
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,000.64
計	8,863.82
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.02

串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	34.98
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.61
出水地区土砂流出防備保安林	13.76
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.78
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	12.48
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	122.23
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.58
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.44
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	90.56
計	329.74
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	9.84
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.90
川内川下流地区干害防備保安林	30.14
出水地区干害防備保安林	57.78
川内川中流地区干害防備保安林	3.34
別府川～新川地区干害防備保安林	5.93
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.38
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	23.03
計	190.26
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.38
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.42
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.70
合 計	9,471.52

鹿児島県告示第920号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 9 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪	薩摩川内市宮内町2026-2	株式会社ケアネット徳洲会鹿児	鹿児島市下荒田三丁目44番18号	深川 大功	平成29年8月31日	訪問看護

問看護ステーション		島	のせビル202号			
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問看護ステーション	薩摩川内市宮内町2026-2	株式会社ケアネット徳洲会鹿児島	鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル202号	深川 大功	平成29年8月31日	居宅療養管理指導

鹿児島県告示第921号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問看護ステーション	薩摩川内市宮内町2026-2	株式会社ケアネット徳洲会鹿児島	鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル202号	深川 大功	平成29年8月31日	介護予防訪問看護
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問看護ステーション	薩摩川内市宮内町2026-2	株式会社ケアネット徳洲会鹿児島	鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル202号	深川 大功	平成29年8月31日	介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第922号

薩摩川内市里町里3527番地1 甌島漁業協同組合代表理事組合長本一春及び薩摩川内市上甌町平良64番地 浜田直弘からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年9月1日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甌町平良区域（薩摩川内市上甌町平良の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業、小型定置漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年9月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	今別府牧園線	霧島市溝辺町三縄字脇ヶ迫1459番1地先から同市溝辺町三縄字荻ヶ迫1412番2地先まで	平成29年9月1日

鹿児島県告示第924号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成29年9月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
喜界都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
喜界都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁喜界事務所建設係並びに喜界町建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成29年9月1日から同月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年9月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する物件及び担当部局
別表のとおりとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 鹿児島県が定める鹿児島県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約の内容

を承諾し、及び遵守することができる者であること。

3 入札の方法等

(1) 本入札は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による電子入札とする。

(2) 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、あらかじめ公有財産売却システムにより入札参加の仮申込みの手続を行った後、県ガイドラインに定める申込書により、別表に記載している担当部局に入札への参加を申し込まなければならない。

(3) 申込書の受付期間

平成29年9月4日（月）から同月21日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（同月4日（月）にあつては午後1時から午後5時15分まで、同月21日（木）にあつては午前8時30分から午後2時まで）とする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年9月21日の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 入札期間並びに開札の日時及び場所

ア 入札期間

平成29年10月5日（木）午後1時から同月12日（木）午後1時までとする。

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時 平成29年10月12日（木）午後1時

(イ) 場所 鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(5) 県ガイドライン

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県ガイドラインによる。

イ 県ガイドラインの交付場所及び交付期間

(ア) 交付場所

公有財産売却システム及び鹿児島県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/>)とする。

(イ) 交付期間

平成29年9月4日（月）午後1時から同月21日（木）午後1時までとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3の(5)のイに同じ。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、県ガイドラインに定める方法により、別表に定める額の入札保証金を契約担当者が指定した日時までに納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札期間終了後還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、その全額を契約保証金に充当するものとする。

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(5) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(6) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(7) 予定価格（最低売却価格）に達していない入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法

有効な入札をした者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 用途の制限等

- (1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。
- (2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、別表に記載している担当部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 契約保証金

契約保証金の納付に代えて入札保証金を充当する。
なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

別表に記載している担当部局に同じ。

12 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2169

別表

物件番号	入札に付する物件		担当部局
1	物件	土地	鹿児島県警察本部警務部会計課 電話番号 099-206-0110 内線2235
	所在地	鹿児島市緑ヶ丘町3783番286	
	面積	200.00平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	8,278,000円	
	入札保証金	827,800円	
2	物件	土地（建物付き）	鹿児島県農政部経営技術課 電話番号 099-286-3146
	所在地	薩摩川内市隈之城町字藤次原170番3, 214番1	
	面積	3,980.39平方メートル	
	地目	宅地	
	建物の種類	事務所・研修館	
	建物の構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建	
	延べ床面積	478.02平方メートル	
	予定価格	24,702,000円	
入札保証金	2,470,200円		
3	物件	土地	鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課 電話番号 099-286-2658
	所在地	鹿屋市打馬一丁目8010番, 8018番5	
	面積	12,764平方メートル	
	地目	雑種地	
	予定価格	53,454,000円	
	入札保証金	5,345,400円	
	物件	土地	
	所在地	鹿屋市打馬一丁目8020番1	

4	面積	1,609平方メートル
	地目	雑種地
	予定価格	8,855,000円
	入札保証金	885,500円

平成29年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

平成29年 9 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金型製作，金属プレス加工，工場板金，めっき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

機械検査，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る。），時計修理，空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，パン製造，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工（合成ゴム系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。），ガラス施工，機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）

(3) 3級

造園，機械加工（普通旋盤に係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），時計修理，冷凍空気調和機器施工，和裁，家具製作（家具手加工に係るものに限る。），建築大工，配管（建築配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）及び機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

なお、(1)から(4)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等級及び検定職種	実施期日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	平成30年1月21日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管 型枠施工	平成30年1月21日（日）
(特級)	平成30年1月28日（日）

鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	
(1級及び2級) 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 パン製造 厨房設備施工 防水施工 機械・プラント製図	平成30年1月28日（日）
(3級) 造園 時計修理 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	平成30年1月28日（日）
(1級及び2級) 半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 塗装	平成30年2月4日（日）
(3級) 機械加工 機械検査 電子機器組立て 建築大工 鉄筋施工	平成30年2月4日（日）
(単一等級) 樹脂接着剤注入施工	平成30年2月4日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

(2) 実技試験 17,900円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3級受験在校生」という。）にあつては、11,900円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

ただし、次に掲げる者にあつては、手数料減額（免除）申請書を提出することにより、手数料の減額を受けることができる。なお、減額後の手数料は、それぞれ次に掲げる金額とする。

ア 2級又は3級の実技試験を受験する者（イに掲げる者を除く。）であつて、平成29年4月1日現在において35歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。）
8,900円

イ 3級受験在校生であつて、平成29年4月1日現在において35歳未満のもの 2,900円

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 年齢を確認できる書面の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

エ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあつては、手数料減額（免除）申請書

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

平成29年10月2日（月）から同月13日（金）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年10月13日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を平成30年3月16日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、平成30年3月16日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、平成30年3月16日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月1日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第4号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「課長」を「課長 健幸のまちづくり推進室長」に改め、同表垂水市の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表奄美市の部本庁の款市長部局の項中「秘書係長」を「秘書室長」に改め、同表南九州市の部本庁の款市長部局の項中「課長」を「課長 ふるさと振興室長」に、「世界記憶遺産推進室長」を「世界の記憶推進室長」に改め、同表さつま町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表湧水町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 事務局次長」を「事務局次長」に改め、同表南大隅町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表中種子町の部出先機関の款中

「 保育所

所長

」を

「

空港管理室	室長
保育所	所長

」に

改め、同表大和村の部本庁の款教育委員会事務局の項、同表宇検村の部本庁の款教育委員会事務局の項及び同表龍郷町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 事務局長」を「事務局長」に改め、同部出先機関の款中央公民館の項中「中央公民館」を「りゅうがく館」に改め、同表知名町の部出先機関の款中

「

老人ホーム	園長
-------	----

」を

「

認定こども園	園長
老人ホーム	園長

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。